

# 愛知県立碧南高等学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命の尊厳を脅かす許されない行為です。また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的にいじめ防止の指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、あらゆる教育活動において、特に道徳教育や人権教育、体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

## II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

### 1 「いじめ・不登校対策委員会」について（以下、「委員会」と表記する。）

#### (1) 委員会のメンバー

- ア 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、商業科主任、保健主事、学年主任、教育相談係（特別支援コーディネータ）、養護教諭
- イ 原則として、特別支援教育委員会の委員と同様とする。
- ウ 必要に応じて、問題に関わるクラス担任、運営委員、分掌主任及び、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。

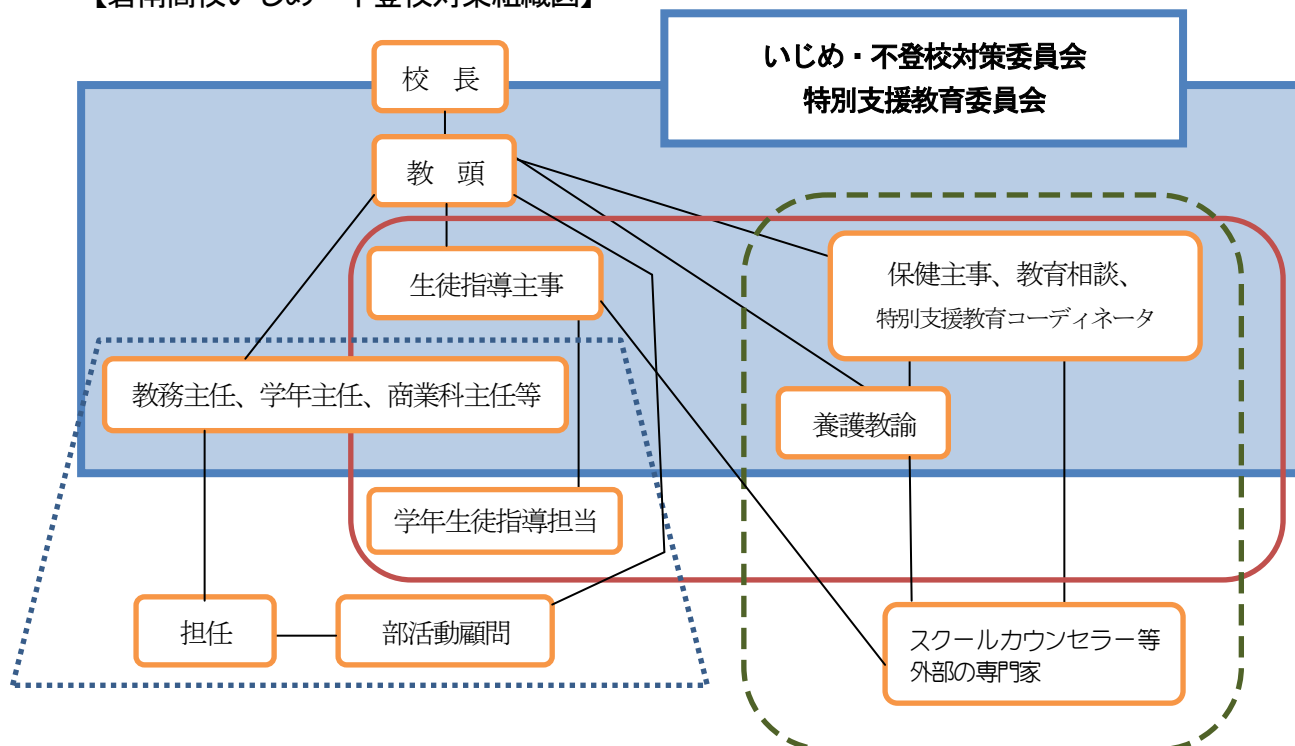
#### (2) 指導・支援チーム

- ア 委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。
- イ いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員（部活動顧問等）を追加する。
- ウ ネットいじめなどの事案では、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

#### (3) 委員会の開催

- ア 月例で「特別支援教育委員会」と併せて開催し、情報の共有と取組について確認する。
- イ 校長が、事案に応じて、随時開催を決定し、いじめの早期発見や措置を迅速に行う。
- ウ 重大事態については、事案に応じて、委員会の開催を待たずに関係機関との連携を図り対応する場合もある。

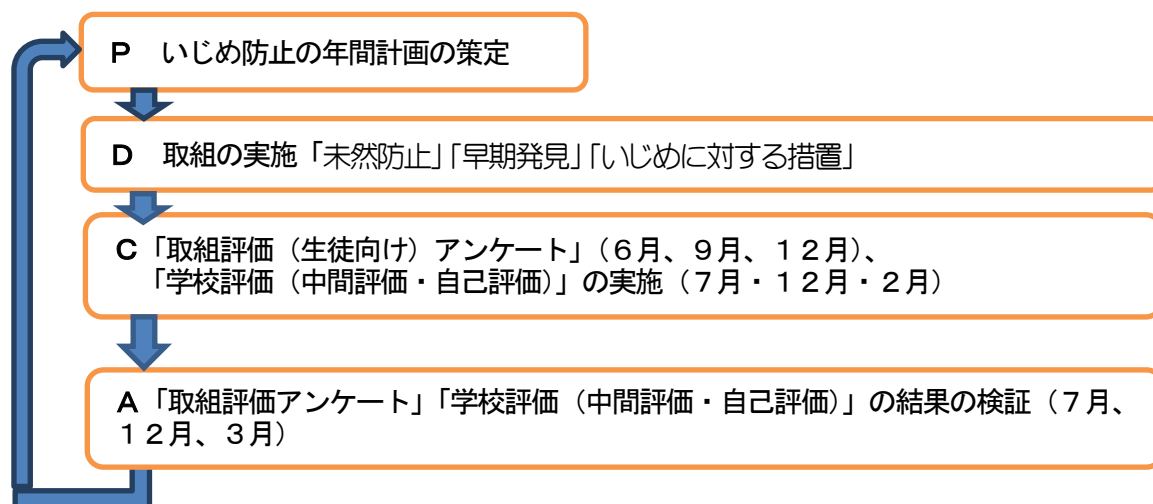
【碧南高校いじめ・不登校対策組織図】



※  、 、  は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

## 2 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

### (1) 取組の検証 (PDCAサイクル)



### (2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ア 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- イ 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ウ 現職研修で「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

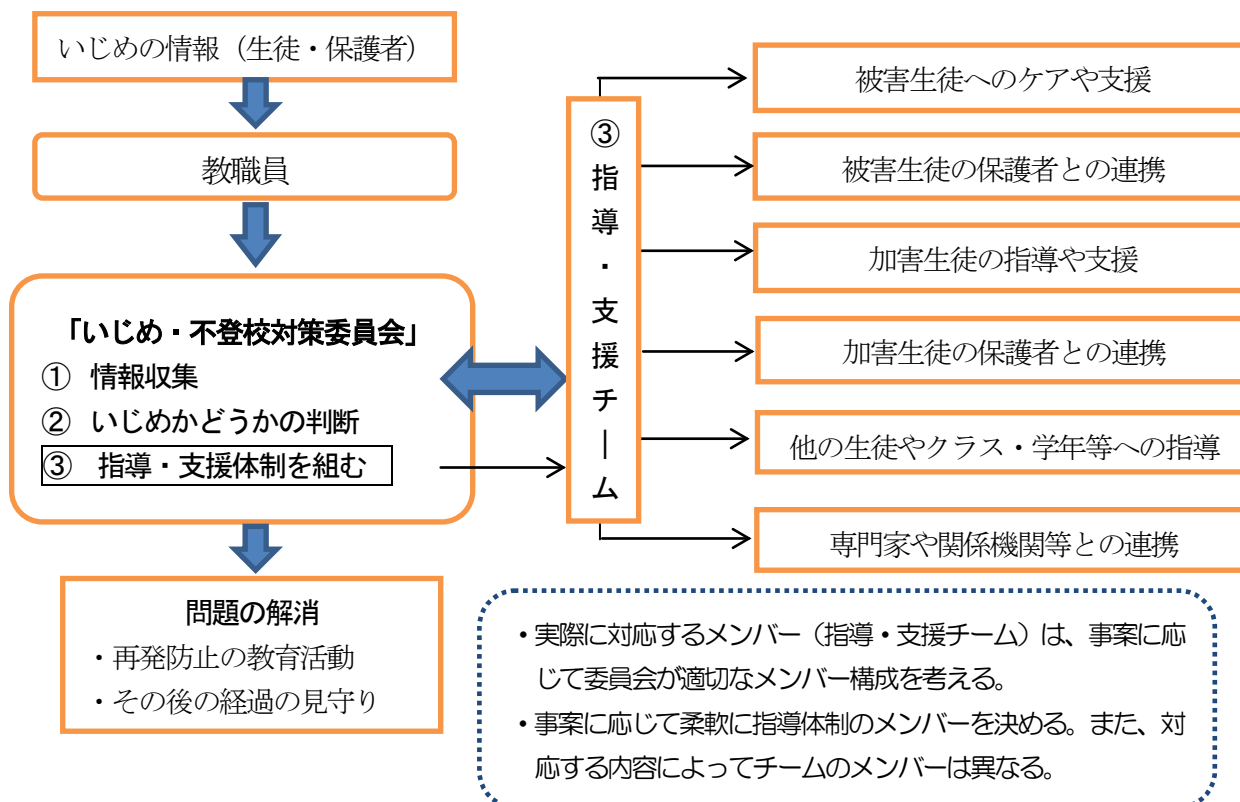
### (3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

ア 「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案に掲載する。

イ PTA総会や保護者会、広報誌の発行等を通じて、いじめ防止の取組について情報を発信し、保護者の意識啓発を図る。また、取組に対する意見も積極的に聴取する。

ウ 人権尊重やモラル向上に関する取組を保護者や地域と連携して実施する。

### (4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



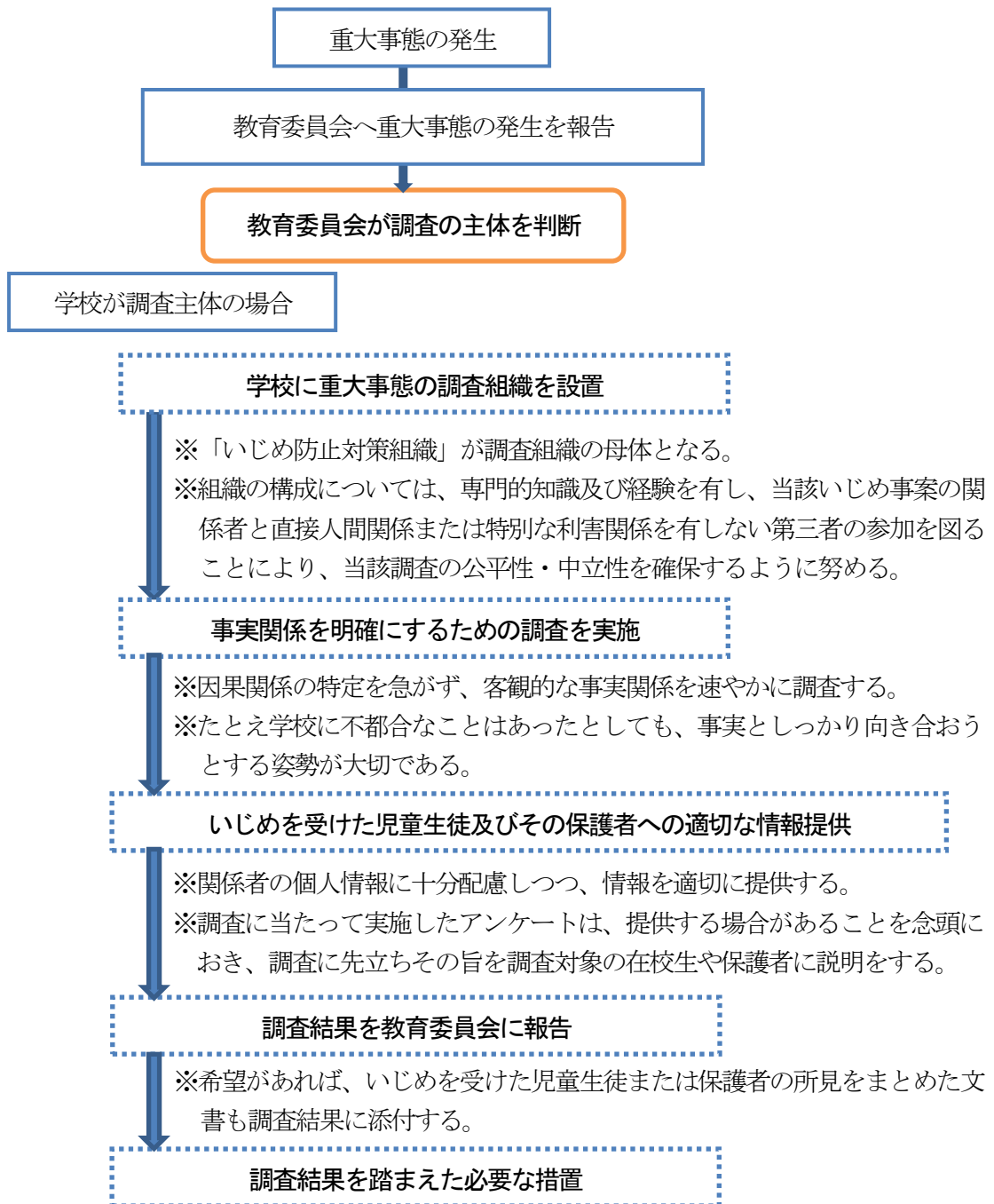
(5) 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### 1 いじめの未然防止の取組

- (1) 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- (2) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- (3) 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- (4) 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### 2 いじめの早期発見の取組

- (1) 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- (2) いじめを認知または、いじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- (3) 定期的な「いじめアンケート調査」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。

#### 3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- (2) 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- (5) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (6) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

#### (取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
年間・随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康調査の実施(毎日)【全学年】(保)</li> <li>○全校集会(学期1回)【全学年】(総)(生)</li> <li>○道徳教育(LT)【全学年】(生)</li> <li>○個人面談【全学年】(学)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あらゆる教育活動における生徒観察</li> <li>○個人面談【全学年】(学)</li> <li>○特別支援教育委員会</li> <li>○担任会・学年会における生徒情報共有</li> <li>○分掌会における生徒情報共有</li> <li>○ネットパトロール報告の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育委員会(月例)</li> <li>○いじめに対する措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者と密に連絡を取り合う</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談室やSCの周知【全学年】(保)</li> <li>○クレペリン検査【全学年】(保)</li> <li>○個人面談【全学年】(学)</li> <li>○人間関係づくり→グループエンカウンターの実施【1学年】(学)(保)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人面談【全学年】(学)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針および取組評価についての周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA評議員会</li> </ul>

5月	○清掃活動の実施【1学年】(保) ○学習実態調査【全学年】(教) ○部員集会【1、2学年】(特) ○修学旅行【2学年】(学)(生)(教) ○校外学習【1、3年】(学)(生)(教)	○「心のアンケート(いじめアンケート)」の実施【全学年】(生)(保)(学)	○現職研修①(講話等)	○PTA総会
6月	○授業公開【全学年】(教)(総) ○碧高祭の準備【全学年】(特) ○球技大会【全学年】(特)		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	○授業公開 ○PTA評議員会 ○ハンギングバスケットづくり ○挨拶運動
7月	○碧高祭の準備【全学年】(特)			○保護者会 ○元気ッスへきなん巡回
8月	○インターンシップの実施【1、2学年】(進) ○ボランティア活動の実施【1、2学年】(特)(生) ○中学生体験入学【1、2学年】(特)(生) ○碧高祭の準備【全学年】(特)			
9月	○個人面談【全学年】(学) ○碧高祭【全学年】(特)	○個人面談【全学年】(学)	○中間評価→検証	○学校評議員への学校行事の公開 ○碧高祭バザー
10月	○授業公開【全学年】(教)(総) ○福祉実践教室【1学年】(生)(特)(保) ○清掃活動の実施【2学年】(保) ○情報モラル向上講演【全学年】(生)		○現職研修②(ケーススタディ等)	○授業公開 ○挨拶運動
11月	○学習実態調査の実施【全学年】(教)	○「心のアンケート(いじめアンケート)」の実施【全学年】(生)(保)(学)		○PTA評議員会 ○ハンギングバスケットづくり
12月	○人権教育【全学年】(生)		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	○保護者会 ○きらきらウォーク巡回
1月	○個人面談【全学年】(学)	○「心のアンケート(いじめアンケート)」の実施【全学年】(生)(保)(学) ○個人面談【全学年】(学)		
2月			○自己評価	○PTA評議員会
3月			○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う

(総)…総務部 (教)…教務部 (生)…生徒指導部 (保)…保健厚生部 (特)…生徒会(特別活動)部

(進)…進路指導部 (研)…研修部 (学)…学年会 (科)…教科会

#### IV いじめの防止等に関する具体的な取組について ②

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>1 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>2 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>3 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>4 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○体験活動、インターンシップの充実【生徒指導部・進路指導部】</p> <p>○L Tの時間に道徳教育指導参考資料「明日を拓く」の活用した取組の実施（年3回→L T計画参照）【生徒指導部・学年会】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」【教務部・教科会】</p> <p>○授業公開を実施（6月、10月）【教務部・総務部】</p> <p>○「心のアンケート」（いじめアンケート）の実施【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施【各学年会】</p> <p>○健康調査の実施【保健厚生部】</p> <p>○学習実態調査の実施【教務部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権教育、映画鑑賞、クラス討論会、作文・標語づくり【生徒指導部・学年会】</p> <p>○情報モラル向上講演→11月に実施【生徒指導部】</p>	<p>○公開授業の実施（年2回：6月、10月）</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p> <p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施（6月・10月：挨拶運動、6月・11月：ハンギングバスケットづくり、9月：碧高祭でのバザー活動等、7月・12月：校外巡回指導など）</p>
早期発見	<p>1 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>2 いじめを認知または、いじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>3 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知（「相談だより」の発行…毎月1回）【保健厚生部】</p> <p>○「意見箱」の設置（校内2か所）【生徒指導部・保健厚生部】</p> <p>○「心のアンケート（いじめアンケート）」の実施（年3回…5月、9月、1月）【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施（年2回…4月、9月、随時）【各学年会】</p>	
いじめに対する措置	<p>1 いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>2 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>3 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>4 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの2（4）「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照）【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部・保健厚生部】</p>	

	<p>察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>5 いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>6 ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>		
<p>点検・検証・見直し</p>		<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施（6月、12月） →その後、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」（9月）及び「自己評価」（2月）を行い、「いじめ・不登校対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会（3月実施）で「自己評価」の評価を行う。</p>